

島根県立大学国際関係学部・地域政策学部履修規程

令和3年4月1日
島根県立大学規程第207号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第29条第2項の規定に基づき、島根県立大学国際関係学部又は地域政策学部における授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履修登録)

第2条 学生は、毎学期の始めの指定の期日までに、その学期に履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録は、原則として学内情報ネットワークシステムにより行うものとする。

3 第1項に規定する期間を経過した後に、履修を取り止めようとする者は、当該講義開始後別に定める期間を経過するまでに、履修登録取消願（様式第1号の1）を学長に提出しなければならない。ただし、履修取消後の追加履修登録は認めない。

4 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があると認められる場合には、履修登録取消願（様式第1号の1）又は履修登録変更願（様式第1号の2）を提出し、学長の承認を得て登録授業科目を変更し、又は取り消すことができる。

5 学生は、他の学部の授業科目を履修しようとするときは、当該学部の定めるところにより履修するものとする。

6 他の学部の学生は、授業科目を履修しようとするときは、第1項に規定する手続を行わなければならない。

(履修の制限)

第3条 履修登録を行うにあたっては、一の学年における登録授業科目のその単位数の合計が原則として40単位を超えてはならない。

2 次の授業科目は、前項に定める40単位外で履修することができる。

科目群の名称	授業科目名
基礎教養科目群	「海外英語研修」「海外中国語研修」「海外韓国語研修」「海外ロシア語研修」「異文化理解（アメリカ）」「異文化理解（カナダ）」「異文化理解（中国）」「異文化理解（韓国）」「異文化理解（ロシア語圏）」「キャリアプラクティス」
地域政策学部 専門基礎科目群	「フィールド基礎実習A」「フィールド基礎実習B」「地域理解（国内研修）」
－	「卒業研究」

3 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。

(1) 履修登録をしていない授業科目

(2) 既に単位を修得した授業科目

(3) 授業時間が重複する授業科目

4 学長は、次に掲げる場合には、履修登録に制限を設けることができる。

(1) 本学の教育目的及び教育課程編成の趣旨を実現するため、特定の学生に対して履修科目を指定することが必要と認められるとき

(2) 特定の選択科目に履修希望者が集中するおそれのあるとき
(試験の時期等)

第4条 学則第30条に規定する試験（以下単に「試験」という。）の時期は、授業科目の開講学期の学期末とする。ただし、授業科目の担当教員が必要と認めたときは、この限りでない。

2 試験は、筆記試験、レポートその他の方法により行うものとする。

(試験の受験資格)

第5条 第2条の規定による履修登録を行っていない学生及び授業科目の出席時間数が全時間数の3分の2に満たない学生は、試験を受けることができない。

(成績の評価)

第6条 学則第31条に規定する秀、優、良、可及び不可の判定基準は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 秀 90点以上

(2) 優 80点以上 90点未満

(3) 良 70点以上 80点未満

(4) 可 60点以上 70点未満

(5) 不可 60点未満

2 第2条第6項により授業科目を履修した他の学部の学生の成績評価は、当該学生が所属する学部の教務係に送付する。

(学修の成果の評価)

第7条 履修登録した各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント（以下「G P」という。）を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値（以下「G P A」という。）を算出する。

2 G P及びG P Aの算出方法については、別に定める。

(追試験)

第8条 疾病その他やむを得ない事由により試験を受けることができなかった者は、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、当該科目の試験終了後1週間以内に医師の診断書等を添付した上で、追試験願（様式第2号）を学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 試験の結果、不可の評価を得た者に対する再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により再試験の必要が認められる場合は、学長の承認を得て再試験を受けることができる。

2 前項ただし書の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

3 再試験の実施について必要な事項は、学部の教授会が別に定める。

（不正行為）

第10条 試験（第8条に規定する追試験及び前条に規定する再試験を含む。）において不正行為を行った者は、当該授業科目の履修が無効となるほか、学則第49条の規定及び島根県立大学における学生の懲戒に関する規程に基づき懲戒される。

2 卒業研究の作成において不正行為を行った者については、前項の規定を準用する。

3 試験監督の指示に違反した場合は、不正行為があったものとみなす。

（成績評価に対する不服申立て）

第11条 履修した科目の成績評価に関し疑義がある者は、その科目を履修した学期の成績発表後、原則として1ヶ月以内に担当教員に対して説明を求めることができる。

2 前項の担当教員の説明に不服がある場合は、成績評価に対する不服申立てを行うことができる。

3 成績評価に対する不服申立ての取り扱いについては、別に定める。

（その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、学部の授業科目及び卒業要件の詳細については、各学部の履修細則に定める。

附 則

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年4月1日以前に入学した者に係る履修の制限については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

履修登録取消願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏 名

下記の科目の履修登録を取り消していただきますようお願いします。

記

授業科目名	
-------	--

注1 履修取消することにより、登録科目が1科目もなくなる場合は、取消はできません。

注2 履修取消した科目の代わりに、別の科目を登録することはできません。

注3 必修科目の履修取消はできません。

履修登録変更願

年 月 日

島根県立大学長様

学籍番号

氏 名

下記の科目の履修登録を変更していただきますようお願いします。

記

変更前 授業科目名	
変更後 授業科目名	
変更理由	

追 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記の理由により試験を欠席したので、追試験を実施していただきますようお願いいたします。

記

授業科目名	
試験を受けることができなかった理由	

注1 試験を受けることができなかった理由は、具体的に記入すること。

注2 疾病の場合は、医師の診断書を添付すること。

注3 交通機関の突発事故等の場合は、事故証明書等を添付すること。

再 試 験 願

年 月 日

島 根 県 立 大 学 長 様

学籍番号

氏 名

下記授業科目について、再試験を実施していただきますようお願いします。

記

授業科目名	
-------	--